

# 木造住宅の耐震診断

## ～木造住宅耐震診断士派遣制度の御案内～



### 川崎市が**無料**で耐震診断士を派遣します。

平成12年5月31日以前に建てられた建築物は耐震性が低い可能性があります。川崎市では、次の対象建築物の耐震診断を行う診断士を**無料**で派遣しています。（耐震診断士とは、川崎市が耐震診断士として登録した建築士の資格を持つ専門家です。）

#### 対象建築物

**令和8年4月より制度対象を拡充しました！**

- **平成12年5月31日以前**に建てられたもの
- 木造2階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外）
- 住宅（一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（店舗等の用途を兼ねるものを含む。））
- 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外）

#### ただし、以下に該当する場合は対象外となります

- 以前に市の制度を利用して耐震診断を行ったもの

対象外の場合には次の窓口で相談することができます。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン | 電話 044-874-0180 |
| ・（一社）川崎市建築設計事務所協会   | 電話 044-201-9201 |

#### 耐震診断の流れ

オンラインでも申請可能です  
QRコード⇒



#### 耐震診断の申請

- …川崎市木造住宅耐震診断申請書を郵送又は市役所の防災まちづくり推進課の窓口へ提出してください。（受付期間：毎年度4月～11月末）

1ヶ月程度

- … ※ 申請の受付状況によっては、さらに時間がかかる場合があります。

#### 診断士の派遣決定

- …申請日から約1か月後に、申請者あてに木造住宅耐震診断士派遣決定通知書を送付します。その後、この通知書に記載されている耐震診断士から連絡がありますので、現地調査の日程等の調整を行ってください。

45日以内

#### 診断士の現地調査

（2～3時間程度）

- …日程調整された日時に、耐震診断士が申請住宅を調査します。

- … ※ 現地調査の結果、申請住宅が対象建築物に該当しない場合は、制度対象外と判断させていただくことがあります。

1ヶ月程度

#### 診断結果の報告

（2～3時間程度）

- …耐震診断士が申請者のお宅等に伺い、作成した耐震診断報告書の内容を、わかりやすく説明します。

#### 耐震改修工事の検討

- …耐震診断報告書の内容を踏まえ、耐震改修を検討する場合は、裏面の「連絡先」へお問い合わせ下さい。川崎市では耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成する制度があります。

